

## ガスの供給に係る約款の名称変更について

平素より、本庄ガス株式会社をご愛顧いただきまして心よりお礼申し上げます。

さて、このたび当社は、ガスの供給に係る約款について、2017年7月1日付で下記の通り変更を行います。

料金その他の供給条件につきましては、変更はございません。そのため、今回の約款変更につきましては、現行の「一般ガス供給約款」2.(4)および各選択約款の定めに従い、本文書をホームページ等へ掲載することをもって、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付、ならびに契約変更後の書面交付に代えさせていただきます。

### 記

#### 1. 変更の理由

2017年3月31日以前に関東経済産業局長の認可を受けて設定していた一般ガス供給約款と、2017年4月1日以降に当社が設定しているガスの小売約款について、その区別を明確にする観点から、より分かりやすい名称に改めるものです。

#### 2. 変更の内容（主な変更）

- ・「一般ガス供給約款」の名称を「一般ガス小売供給約款」へと改める。
- ・各選択約款において、本文中「一般ガス供給約款」と記載されている箇所を「一般ガス小売供給約款」へと改める。

この変更につきまして、ご意見、ご不明な点等がおありの場合は、下記までお問い合わせ下さい。

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目5番20号  
**本庄ガス株式会社**  
TEL 0495-24-2341（代表）